公布された規則のあらまし

佐賀県行政組織規則 の 一部を改正する規 則 (規則第三五号)

- 活用 ととした。 林水産商工本部 課及び新産業 5 整備推進課を廃止 し環境本部の地球温暖化対策課を廃止し、 (第三条関係 ・基礎科学課を置き、 の新エネルギー Ų 同部に空港課及び新幹線・ ・産業振興課を廃止し、 交通政策部の空港・交通課及び新幹線 同本部に環境課を置き、 地域交通課を置くこ 同本部に新 エネルギ 農
- 2 び まなび課を置くこととした。 5 し環境本部に文化・ スポー (第三条関係) ツ部を置き、 同部にスポー ツ 課、 文化課及
- 3 定めることとした。 地対策課及び法務課の分掌事務の一部を改めるとともに、 男女参画・ 新産業・ 県民協働課、 基礎科学課、 (第七条、 循環 第八条、 型社会推進課、 空港課及び新幹線 第九条、 医務課、 第一 ・地域交通課の 一条、 商 環境課、 工課、 第一二条及び 観光課、 分掌事務 新エネ 土

1

4 領域振 社会推進課 六条関係) 文化課に世界遺産登録推進室を、 興室及び空港・交通課の地域交通対策室を廃止することとした。 の環境監視整指導室、 新エネルギー 建築住宅課に施設整備室を置き、 産業振興課の基礎科学 循 環 (第 型

| 三条関係)

- 5 部 の所管に属することとした。 図書館ほか五現地機関は くら し環境本部の所管に、 別表関係) 公文書館は経営支援本
- 6 その他所要の改正を行うこととした。
- 7 規則は、 平成二四年四月一日から施行することとした。